

## 「宝の都（くに）・大崎」2017プレミアム商品券発行事業実施要綱（概要）

●実施主体：「宝の都<sup>くに</sup>・大崎」プレミアム商品券実行委員会（古川商工会議所・大崎商工会・玉造商工会）

① 事業の名称	「宝の都（くに）・大崎」2017プレミアム商品券
② 交付金	2,000万円 大崎市より
③ 取扱店資格	大崎市内において事業を営む者で古川商工会議所、大崎商工会及び玉造商工会の会員事業所。 ※非会員は取扱店不可
④ 販売期間	平成29年7月8日（土）～ 完売次第終了（販売セレモニーは発売開始日）
⑤ 取扱店募集期間	5月15日～ 【土・日を除く】 午前9時～午後5時 ※締切日以降も随時申込可。 但し、第一次募集締め切り日は6月20日まで
⑥ 取扱店募集方法	・会議所及び商工会会報誌。「広報おおさき6月号」へ掲載。大崎市・各団体のホームページに募集案内掲載他。
⑦ 販売価格・冊数	販売総額 1億円（プレミアム含め1億2千万円分） 1冊1万円×1万冊 （商品券額面1,000円×12枚＝12,000円分）  大規模事業所と小規模事業所の両方で利用できる「共通券」と小規模事業所のみで利用できる「専用券」の二種類とし、「共通券」を5千円分、「専用券」を7千円分を1冊として発行する。
⑧ 大規模事業所の定義	a. 大規模小売店舗立地法の適用を受ける「店舗面積」1,000㎡以上の小売店。※同立地法が適用される店舗を有する小売店も同様。 ※同立地法が適用される店舗で、本店所在地が大崎市内にある事業所は小規模事業所」として扱う。 b. 本店所在地が大崎市外にある飲食店（飲食業）
⑨ 購入資格等について	・購入資格は、大崎市の居住者で「広報おおさき7月号」折込みの「購入申込書」に必要事項を記入し購入窓口へ提出する。但し、なくなり次第終了。 ・購入金額は1世帯あたり30,000円（3冊）までとする。 ・窓口にお越しになった方のみ販売する。
⑩ 使用制限	取扱店に於ける商品券使用は1回あたり36,000円分（割増分含む）までとする。但し、大規模事業所は15,000円分まで。
⑪ 販売会場	古川商工会議所、大崎商工会及び玉造商工会の本・支所。（予定）
⑫ 商品券使用期間	平成29年7月8日～同年10月31日
⑬ 換金申請期間	平成29年7月8日～同年11月30日 (1)15日締切り25日振込み (2)末日締切り10日振込み ※第1回目締切り日7月30日 ※締切日及び振込日が金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日とする。
⑭ 換金手数料	小規模事業所（換金額の2%） 大規模事業所（換金額の3%）
⑮ のぼり旗	1枚無料配布。追加は1枚500円（税込）。ポールは500円（税込）で希望者に斡旋します。 ※「のぼり」は、前回と同じデザインのものであります。
⑯ プレミアム企画の実施	購入者用アンケートにお答えいただいた方（100名様）に抽選で地場産品等を進呈。抽選会（未定） 月 日 時～ 於古川商工会議所
⑰ アンケート調査の実施	購入時に調査票を配布。回答者に抽選で賞品を進呈する。当選者発表は賞品の発送をもってかえさせていただきます。